

令和4年第5回農業委員会総会議事録

令和4年5月2日
宮崎市農業委員会

1. 日 時 令和4年5月2日(月)

午後3時2分開会

2. 場 所 第四庁舎9階会議室

3. 付議事件

[議 案]

議案第27号 農地法第3条許可について

議案第28号 農地法第4条許可について

議案第29号 農地法第5条許可に係る事業計画変更について

議案第30号 農地法第5条許可について

議案第31号 農用地利用集積計画の決定について

[報 告]

報告第26号 専決処分の報告について(農地法第4条第1項第8号)

報告第27号 専決処分の報告について(農地法第5条第1項第7号)

報告第28号 専決処分の報告について(農地法第4条第1項本文)

報告第29号 専決処分の報告について(農地法第5条第1項本文)

報告第30号 相続等による権利移動について(農地法第3条の3)

4. 出席委員

1 番 日 高 隆 志	2 番 岡 武 義	3 番 金 丸 忠 弘
4 番 久 保 田 章 生	5 番 鬼 塚 健 太	7 番 川 越 定 光
8 番 川 崎 和 久	9 番 松 田 実	10 番 川 越 忠 次
11 番 長 友 紘 子	12 番 川 越 正 彦	13 番 岡 原 明 美
14 番 持 原 義 信	15 番 小 倉 俊 博	16 番 佐 藤 裕 次 郎
17 番 片 上 英 行	18 番 高 間 秀 一	19 番 川 越 達 也
20 番 前 田 峰 子	21 番 中 村 和 寛	22 番 外 園 香
23 番 蛭 原 安 徳		

5. 欠席委員

6 番 川 野 富 男	24 番 松 田 真 郎
-------------	--------------

6. 事務局出席者

局 長	高 吉 哲 生	農地調整係長	川 越 昌 志
次 長	西 領 敏 一	農地調整係主査	河 野 雅 人
次長補佐兼総務係長	長谷川 恒 徳	農地調整係主査	前 田 真智子
総務係主任主事	藤 岡 拓 麻	農地調整係主任主事	領 家 健 志

7. 市長部局出席者

な し

署名委員

議長 松田美 

委員 日高隆志 

委員 越原安徳 

午後 3 時 2 分開会

○議長（松田） これより令和 4 年第 5 回宮崎市農業委員会総会を開会いたします。

本日は、6 番川野富男委員、24 番松田真郎委員より欠席の届出がありました。定足数に達しておりますので、総会は成立いたします。

それでは、まず、本日の議事録署名委員を指名いたします。

議事録署名委員は、1 番日高隆志委員、23 番蛭原安徳委員を指名いたします。

それでは、日程第 2、議案審議ですが、議案全般につきまして、事務局次長に説明をいたさせます。

○事務局（西領） 本日の日程でございますが、お手元に総会の会期及び議事日程等を配付させていただいております。

議案につきましては、特別な事情がない限りは、これまでのとおり 1 ページごとの審議でお願いしたいと考えておりますが、今回関連案件がページをまたぐものがありますので、ページをまとめて一括審議をお願いする案件もございますので、御了承をお願いいたします。

それでは、提出議案につきまして御説明いたします。

議案書表紙の裏面を御覧ください。本日は 5 議案の御審議をお願いいたします。

議案第 27 号「農地法第 3 条許可について」は 42 件でございます。

議案第 28 号「農地法第 4 条許可について」は 4 件でございます。

議案第 29 号「農地法第 5 条許可に係る事業計画変更について」は 1 件でございます。

議案第 30 号「農地法第 5 条許可について」は 19 件でございます。

議案第 31 号「農用地利用集積計画の決定について」は 89 件でございます。

以上、審議件数は 155 件となっております。

なお、農地法第 3 条及び農地利用集積計画による担い手への農地集積面積は、23 万 5,149 平方メートルでございます。そのうち、委員の関わりによる農地集積面積は、19 万 3,094 平方メートルでございます。

説明は以上でございます。御審議方よろしくをお願いいたします。

○議長（松田） 議案第 27 号農地法第 3 条許可について、1 ページを議題とします。

○事務局（河野） 農地法第3条許可について御説明いたします。

農地法第3条許可の審議につきましては、農地法第3条第2項各号に規定する許可基準に合致するかどうかを審査しております。

今回、係る基準を充足すると認められた案件について申請を受理し、議案として上程しております。

なお、認定農業者等が受人となっている案件については、その旨を備考欄に記載しております。

今回、5名の認定農業者が基盤強化促進法ではなく、3条申請となりました。2ページの番号97、98、99、3ページの番号100から7ページの番号119、9ページの番号132が該当しますが、番号97、98、100から119は売買価格が地域の相場より高く、番号132は売買価格が地域の相場より低く、番号99は基盤強化法と3条申請の手法や許可の時期等を勘案の上検討したため、3条申請を選択した案件となっております。

それでは、主な案件について御説明いたします。

番号91から94を御覧ください。関連がございますので、併せて御説明いたします。

本案件は新規就農者による申請です。申請人は、祖父母、両親の農業の手伝いを行っておりました。現在、農地所有者の耕作の手伝いをしてきた中で本格的に農業経営を行いたいと思い、自ら営農するよう計画をし、本申請に至ったものです。また、譲受人の経営面積が0平方メートルとなっておりますが、今回の申請で総経営面積が5,419平方メートルとなり、3条の農地の権利取得者としての要件を満たすことから、申請を受理し、議案として上程しております。

以上、御審議方よろしく願いいたします。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可することに決しました。

次に、2ページを議題とします。

御意見ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松田) 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(松田) 全会一致、それぞれ許可することに決しました。

次に、3ページから7ページの119番までを議題とします。

○事務局(河野) 3ページの番号100から7ページの番号119を御覧ください。関連がありますので、併せて御説明いたします。

まず、皆様にお配りいたしました「農地法第3条許可資料」を御覧ください。1ページは「ハランについて」、2ページから4ページは対象農地の位置図、5ページ、6ページはハランの栽培状況の写真を掲載しておりますので、御参照ください。

次に、予定作物のハランの概要について御説明いたします。

1ページの「ハランについて」を御覧ください。

ハランにつきましては、多年草であり、草丈は20センチから100センチほどになり、栽培はしやすく、日陰でも育つと伺っております。

次に、2ページから4ページの対象農地の位置図を御覧ください。

対象農地は、2ページの位置図①の高岡町高浜地区が21筆、続きまして、3ページの位置図②の高岡町浦之名地区が19筆、続きまして、4ページの位置図③の高岡町内山地区が2筆で、合計42筆、4万1,483平方メートルとなっております。

なお、本案件に関連する案件は、議案7ページの番号120から8ページの番号124、126から128、9ページの番号129がございます。

また、これらについては、営農型太陽光発電施設の下でハランの栽培を行う予定で、それに合わせて農地法の手続を今後行う予定になっております。

以上、御審議方よろしくお願いたします。

○議長(松田) 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

○23番(蛭原委員) 説明資料の写真を見ると、既に太陽光施設があるところの下に

ハラシが植えられています、これは今回議案として上程されている場所の写眞ですか、それともこれは参考資料で、今からこのように作付をする予定ということですか。

○事務局（河野） ただいまの蛭原委員からの質問ですけれども、これは参考として載せております。まだ現地はこういった状態ではありません。

○23番（蛭原委員） 分かりました。では、今は単なる農地であるところに、今後、受人がハラシを植えて、その上に太陽光パネルが設置されるということですね。

○事務局（川越） 今、蛭原委員がおっしゃったとおり、まずは農地を取得して、次に3条申請と5条申請を行っていただく予定です。3条申請は、区分地上権の設定で、パネルの設置を行うにあたっての申請を行い、5条申請は、支柱の設置を行うにあたっての申請を行い、許可になったら太陽光パネルの設置ができる、という流れになります。説明は以上です。

○23番（蛭原委員） 太陽光施設の下に農作物を作るとするのは国が推進していることだと思うのですが、これだけの広さの農地を、防除したり、かん水したりというような作業は相当な労力が要すると思います。そこら辺は確認をとった上での許可ということによろしいのでしょうか。

○事務局（川越） ハラシの栽培については、手間暇がかからないとお伺いしております。雑草抜きなどの作業が主で、手間をかけなくても特段問題なく成長していくというようなお話をお伺いしております。説明は以上です。

○23番（蛭原委員） 分かりました。反対するものではないのですが、これまでに今回のような内容で申請が行われたことはあるのでしょうか。また、他の市町村ではこのような事例はあるのでしょうか。

○事務局（川越） 宮崎市では、初めてでございます。県内では、唯一高鍋町が、過去に許可をしている実績がございます。説明は以上です。

○23番（蛭原委員） 分かりました。

○22番（外園委員） この案件については、先月の地区別連絡会でも議論になりました。今言われるように、非常に大規模な面積であるということと、点在した形で3人の農家が土地を購入されて、その方が営農型太陽光を事業としてやられるということで、様々な意見が挙がりました。その中で、隣接する農地の所有者に特に何の説明も

なく計画が進んでいるということで、不信感を抱いているということで、それに対して事務局も丁寧な対応はしてくださったんですが、確認の意味をこめて、再度、質問させていただきます。

もう1点、その会議の中で、いつかこの事業も終わりが来て、その事業で使った太陽光の柱を撤去する時期が来た場合、この撤去は受人が行うのかという質問も同時に出ておりました。以上、2点についてお聞きしたいと思います。

○事務局（川越） 外菌委員が今おっしゃった質問なんですが、まず1点目、地区連でいろんな意見が出ました。その件につきましては、申請の代理人になっております行政書士にその旨を伝え、数多く営農型太陽光の設置を行うこととなりますので、近隣の地権者や、各地区の土地改良区、水利組合等の関係者の方々にも説明を行っていただき、諸問題が発生しないような形でしっかりと対応してもらうようお願いはしたところでございます。

2点目についてですが、施設の撤去につきましては、設置してから10年、20年後の話になりますので、将来、どの様になるか分からないのですが、当然申請のときに、そういった資力があるかの確認は行っており、農地の耕作者と太陽光施設の設置者が違う場合には、撤去費用の負担について、設置者が負担することについて合意している旨の書面を添付していただきます。加えて、資金証明も添付していただいております。説明は以上です。

○22番（外菌委員） 大規模であるということですので、地域の方々に、心配をかけるような形で進めていただきたいなと思っております。以上です。

○議長（松田） ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可することに決しました。

次に、7ページから9ページの128番までを議題とします。

○事務局（河野） 7ページの番号120から8ページの番号124、126から128を御覧

ください。関連がございますので、併せて御説明いたします。

本案件は、受人は違いますが、先ほど御説明いたしましたハラン関連となっております。

以上、御審議方よろしくお願いたします。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可することに決しました。

次に、9ページを議題とします。

○事務局（河野） 番号129を御覧ください。

本案件は、受人は違いますが、先ほど御説明いたしましたハラン関連となっております。また、受人の経営面積は188平方メートルとなっておりますが、国富町で1万3,759平方メートル耕作しており、3条の農地の権利取得者としての要件を満たすことから、申請を受理し、議案として上程しております。なお、国富町農業委員会事務局には、全ての農地を耕作している旨、確認済みでございます。

以上、御審議方よろしくお願いたします。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可することに決しました。

次に、議案第28号農地法第4条許可について、10ページから11ページまでを議題とします。

○事務局（前田） 農地法第4条許可について説明します。

農地法第4条許可につきましては、法第4条第2項各号に規定する許可基準であり

ます、転用事業に係る位置やその事業規模、事業の実現可能性などに適合するか否かについて審査しています。審査に当たり、農地区分は事務局として記載のとおり判断し、係る基準を充足すると認められたため、申請を受理し、議案として上程していません。

なお、一部の案件においては、追認案件がありますが、始末書の提出もあり、立地基準・一般基準を満たしていることから、追認もやむを得ないと判断しています。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

議案第 29 号農地法第 5 条許可に係る事業計画変更について、12 ページを議題とします。

○事務局（前田） 事業計画変更について説明します。

事業計画変更につきましては、農地法関係事務処理要領により、転用許可後に、転用事業者が、転用目的の変更を希望した場合、また転用事業者に代わって、転用を希望する者があるときには、事業計画変更申請を行わせ、変更の承認について審査することとされています。

計画変更の承認に当たっては、変更後の周辺農地への影響や事業の実現可能性等が変更前と比較して同程度であるか、変更後の事業も転用許可基準により許可相当と認められるかについて審査しています。

それでは、案件について説明します。

番号 5 を御覧ください。

本案件は、宮崎市田野町の農地を一般個人住宅にする目的で、農地法第 5 条の転用許可申請を行い、平成 7 年 11 月 28 日に許可を得ていますが、転用が実行されずに現在に至っています。今回、転用実行者を承継人に、用途も建売住宅に変更し、また、

変更後の転用申請においても立地基準・一般基準を充足していることから、議案として上程したものです。

なお、転用申請は、18 ページの議案第 30 号番号 76 で別途議案として上程していません。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

○17 番（片上委員） これは許可を受けたのが平成 7 年で、今から 20 数年前の話なのですが、この方は一般個人住宅を建てておられるそうですね。内容を見ると、許可を受けた土地とは別の土地に家を建てたと。このような場合、何軒までこのようなことが可能なのかという問題が出てくると思うんですけれども、他の土地に家を建てた時点で、平成 7 年に許可を受けたところの確認は行わないのでしょうか。

○事務局（領家） 今回の事業計画変更について説明します。まず、この議案の見方なのですが、被承継人が平成 7 年 11 月 28 日に一般個人住宅の許可を得た土地の隣の土地に家を建てております。今回許可を得ている家が建っていない土地を、承継人が今度建売住宅を建てるという変更の申請になります。基本的に、個人住宅を既に持っている方は必要性がないということで許可に至らないのですが、今回、一般個人住宅の用地で許可を得た土地で継承人が建売住宅を建てるという変更になっています。以上です。

○事務局（川越） 片上委員がおっしゃられたように、既に家を持っていらっしゃる方が一般個人住宅の転用の申請を上げてきたとき、現在の持家はどうするのかを必ず確認します。今回の場合は、最初は、農地に家を建てるということで許可したのですが、何らかの理由で農地以外の土地に家を建てられていました。農地以外の土地の場合は、転用の申請や許可が不要ですので、事務局が把握できない状態で農地以外の土地に家を建てるのが可能です。ですから、基本的に、持家がある場合にはその持家はどうするのかと処分など具体的なことを確認します。ただ、今回の場合は、転用する必要のない、もともと宅地であった土地に家を建てたために、事務局では把握できなかったということになります。説明は以上です。

○17 番（片上委員） 今の説明で分かりました。要するに、家を建てたのが分からな

かったわけですね。

○事務局（川越） 今、片上委員がおっしゃるように、宅地等の農地以外の土地であったので分からなかったということです。仮に、先に家を建てていて、その後に今回の転用申請が出てきたときには、持家はあるか等の確認は必ず行いますので、今回の場合、もともと持家を持っていなくて、許可した農地には家を建てずに、農地以外のところに建ててしまったという流れになっているのではないかと考えております。説明は以上です。

○議長（松田） ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、許可相当とすることに決しました。

議案第 30 号農地法第 5 条許可について、13 ページを議題とします。

○事務局（前田） 農地法第 5 条許可について説明します。

農地法第 5 条許可につきましては、法第 5 条第 2 項各号に規定する許可基準であります、転用事業に係る位置やその事業規模、事業の実現可能性などに適合するか否かについて審査しています。審査に当たり、農地区分は事務局として記載のとおり判断して、一時転用を含め、係る基準を充足すると認められたため、申請を受理し、議案として上程しています。

それでは、主な案件について説明します。

番号 61 を御覧ください。

申請人のうち、渡人は宮崎市古城町在住の個人など 2 名、受人は宮崎市大字本郷南方に本拠を置く土木建築業を営む法人です。申請地は、宮崎市古城町にあります（旧）宮崎市南部環境美化センターから西に約 800 メートルの場所に位置する土地です。本案件は、申請地を現場事務所等として一時利用したく申請に及んだものです。申請地の農地区分は、「農業振興地域」の「農用地区域」となりますが、不許可の例外である「一時転用」に該当しています。申請地の周囲は一部農地と接していますが、周囲

から1メートル間隔を置いて利用することで土砂の流出を防ぎ、雨水は地下浸透で処理することから、周辺農地への影響はないものと思われます。その他の許可基準も充足していることから、議案として上程しています。

また、同様に「農業振興地域」の「農用地区域」で「一時転用」に該当している案件は、14ページの番号63、66です。

なお、番号63、66は始末書付の案件となっており、農地法の許可を得ずに、農地の一部を現場事務所等として利用していたことから、追認申請に及んだものです。立地基準・一般基準を満たしており、追認もやむを得ないものと判断しています。

最後に、番号62を御覧ください。

申請人のうち、渡人は宮崎市大字大瀬町在住の農家2名、受人は宮崎市大字大瀬町に本拠を置く農業を営む法人です。申請地は、宮崎市大字瓜生野にあります瓜生野小学校から北西に約500メートルの場所に位置する土地です。本案件は、申請地に農業用倉庫等を建築したく申請に及んだものです。申請地の農地区分は、「農業振興地域」の「農用地区域」となりますが、不許可の例外である「農用地利用計画に指定された用途」に該当しています。申請地の周囲は一部農地と接していますが、整地のみ行い、土砂の流出に留意し、雨水は地下浸透で処理することから、周辺農地への影響はないものと思われます。その他の許可基準も充足していることから、議案として上程しています。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、14ページから15ページの66番までを議題とします。

○事務局（前田） 番号64を御覧ください。

申請人のうち、渡人は宮崎市佐土原町下田島在住の農家、受人は宮崎市佐土原町下

田島在住の農家です。申請地は、宮崎市佐土原町東上那珂にあります宮崎国際ゴルフ倶楽部から北東に約 1.5 キロの場所に位置する土地です。本案件は、申請地に農家住宅を建築したく申請に及んだものです。申請地の農地区分は、周辺農地の広がりから「第 1 種農地」となりますが、不許可の例外である「集落接続」に該当しています。申請地の周囲は一部農地と接していますが、周囲にブロックを設け土砂の流出を防ぎ、雨水は水路へ放流し処理することから、周辺農地への影響はないものと思われます。

また、同様に「第 1 種農地」で「集落接続」に該当している案件は、番号 65 です。

なお、番号 65 は始末書付の案件となっており、農地法の許可を得ずに、砂利混じりの土が入っていたことから、追認申請に及んだものです。立地基準・一般基準を満たしており、追認もやむを得ないものと判断しています。

その他の案件においても、追認案件がありますが、始末書の提出もあり、立地基準・一般基準を満たしていることから、追認もやむを得ないと判断しています。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、15 ページを議題とします。

御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、16 ページから 17 ページの 72 番までを議題とします。

御意見ございませんか。

○23 番（蛭原委員） 72 番、露天資材置場兼農業用露天資材置場となっておりますが、これは農業用でなければ転用ができないということはないわけですね。2つの用途で使われるということで申請が上がっているということでしょうか。

○事務局（領家） 今回申請は露天資材置場なのですが、利用計画図の中に農業用の資材も置くということだったので、こちらで申請人に確認して詳細な記載にしております。以上です。

○23 番（蛭原委員） 分かりました。

○議長（松田） ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、17 ページから 18 ページの 75 番までを議題とします。

御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、18 ページを議題とします。

御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、19 ページを議題とします。

御意見ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松田) 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(松田) 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

議案第31号農用地利用集積計画の決定について、20ページから63ページの340番までの利用権設定分を議題とします。

本人に関わる案件がございますので、片上英行委員の退室を求めます。

(17番片上英行委員退室)

○事務局(藤岡) 議案第31号農用地利用集積計画の申出につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に規定されております、市の基本構想に適合することや、農地の効率的利用、農作業の常時従事などの各要件を満たしていると考えられるため、今回、議案として上程するものでございます。

中間管理による貸借につきましては、20ページの番号69番から37ページの102番までの34件でございます。

利用権設定につきましては、38ページの番号296番から63ページの番号340番までの45件でございます。

内訳といたしましては、使用貸借権の再設定が4件、新規設定が6件、賃借権の再設定が11件、新規設定が24件となっております。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長(松田) 事務局の説明は以上のおりですが、御意見ございませんか。

○23番(蛭原委員) 51ページの319番、これは賃貸借が120万という金額になっているのですが、恐らく農地だけをこの面積で借りて120万ということはないと思います。それで確認なのですが、計画書の借賃の欄に120万と書かれた申請書が提出されているということでしょうか。

○事務局(西領) 本人に確認を行ったところ、土地代だけで120万ということでした。基本的には借賃の欄には土地代しか書かないということで統一しております。説

明は以上です。

○23番（蛭原委員） 分かりました。施設が建っていて、その賃貸も含めて120万という説明があるのかと思っていましたが、間違いなく土地代が120万ということですね。これは1年間の賃貸ですか。

○事務局（西領） 一応補足で、ハウス等が建っている場合でも、計画書に記入していただくのは土地代だけということで、ハウスの賃貸については個人間で契約をしてくださいという案内を行っておりますので、基本的にハウスの賃貸がここに載ることはありません。確認を行い、土地代ということで本人さんから回答をいただいているので、間違いありません。以上です。

○23番（蛭原委員） 土地代のみでなく、ハウス等の施設の賃貸についても農業委員として間に入って調整を行うべきなのではないでしょうか。

○事務局（西領） 基本的に農業委員会は土地代の提案しかしておらず、ハウス等の賃貸については農業委員会では把握していないので、本来は間に入るべきではないのですが、ただ、そういった相談に乗っていただくのは問題はないというふうに思っております。基本的にここに書いてあるのは土地代だけということで皆さん統一をお願いしたいと思います。説明は以上です。

○23番（蛭原委員） 分かりました。

○議長（松田） ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ決定することに決しました。

片上英行委員の入室を求めます。

（17番片上英行委員入室）

○議長（松田） 次に、64ページから68ページの所有権移転分を議題とします。

本人に関わる案件がございますので、川越達也委員の退室を求めます。

（19番川越達也委員退室）

○事務局（藤岡） 農用地利用集積計画の申出のうち、所有権移転につきましては、64 ページの番号 341 番から 68 ページの番号 350 番までの 10 件でございます。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ決定することに決しました。

川越達也委員の入室を求めます。

（19 番川越達也委員入室）

○議長（松田） これより報告案件を議題とします。

事務局次長に説明を求めます。

○事務局（西領） 本日の報告案件につきまして御説明いたします。

報告書表紙の裏面を御覧ください。

報告第 26 号は、農地法第 4 条第 1 項第 8 号に係る「専決処分の報告について」でございまして、その数 6 件でございます。

報告第 27 号は、農地法第 5 条第 1 項第 7 号に係る「専決処分の報告について」でございまして、その数 25 件でございます。

報告第 28 号は、農地法第 4 条第 1 項本文に係る「専決処分の報告について」でございまして、その数 7 件でございます。

報告第 29 号は、農地法第 5 条第 1 項本文に係る「専決処分の報告について」でございまして、その数 17 件でございます。

報告第 30 号は、「農地法第 3 条の 3 相続等による権利移動について」でございまして、その数 18 件でございます。

なお、報告第 26 号、第 27 号につきましては、局長の専決処分により受理されたもので、備考欄等に専決日を記載しております。

第 28 号、第 29 号につきましては、過去の総会において承認されたもので、それぞ

れ会長の専決処分により許可されたものでございます。

報告は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（松田） ただいま専決処分等につきまして報告がありましたが、御意見はございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 御意見なければ、報告案件はこれにて終わります。

本日の総会はこちらをもって閉会してよろしいでしょうか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（松田） 御異議なしと認めます。よって、令和4年第5回宮崎市農業委員会総会を閉会いたします。

午後3時57分閉会